

# 和光市中学校における部活動の方針 及びガイドライン

平成31年1月  
和光市教育委員会

## 目次

和光市中学校における部活動方針策定の趣旨等 . . . 1

1 適切な運営のための体制整備 . . . 2

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 . . . 2

3 適切な休養日等の設定 . . . 3

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 . . . 4

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し . . . 5

6 事故防止 . . . 5

本市教育委員会では、平成30年7月の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、和光市立中学校における部活動の適正な運営を図るために、和光市中学校部活動の在り方検討委員として中学校長、教頭会代表、中体連理事長、PTA及び保護者の会の代表者、教育委員会からなる「和光市中学校部活動の在り方検討会議」を開催し、「和光市中学校における部活動の方針」を策定しました。

学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の部顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、スポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきました。生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいと考えております。

現在、本市においても、多くの生徒が部活動に参加し、活動のねらいとして各種技術の習得のみならず、集団生活規律の体得や自己の個性の伸長、心身ともに健全で情緒豊かな人格の形成を図ること等を掲げ、部活動部員一人ひとりが日々、充実した中学校生活を送ることができるように指導しております。

しかし、上記のような部活動の充実の反面、過度の活動につながってしまっている面もあり、部活動生徒や部顧問の身体的・精神的な負担があることは否めません。生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、速やかに、部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要があると考えております。

今後、和光市教育委員会は、本方針を各学校や外部指導者等の関係者に十分に周知し、また、各学校は、本方針を踏まえて、「学校の部活動に係る活動規定（方針）」を策定し、外部指導者等の関係者と連携しながら、持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図ってまいります。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針

- ア 本市教育委員会は、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び埼玉県教育委員会策定「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「和光市中学校における部活動の方針及びガイドライン」を策定する。
- イ 校長は、市の方針に則り、毎年、「設置する学校に係る部活動の規定（方針）」を策定する。
- ウ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、和光市立中学校部活動指導員派遣事業実施要綱に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、上記イの活動規定（方針）を学校のホームページへの掲載等により公表する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部顧問、部活動指導員（外部指導者）等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び

体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員（外部指導者）等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア 学期中及び長期休業中は、**週当たり2日以上**の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日以上、週休日も少なくとも1日以上を休養日とする。休養日を確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）

イ 練習試合、コンクール等で活動日が全日となった場合は、必ず他の日に休養日を振り替える。

- ウ 長期休業中の休養日の設定については、連続した一週間程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。また、学校閉庁日（お盆、正月の時期）には、原則活動しない。
- エ 1日の活動時間は、**長くとも平日では、2時間程度（朝練習は含まない）、長期休業中を含む学校の休業日は、3時間程度とし、できるだけ短時間**に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- オ 校長の承認により**年間4回の大会及びコンクール（地区大会2回。他の2回については、部活動ごとに決定する。）**において、**その開催日の前2週間に限り**（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）規定によらず活動することができる。ただし、**1週間の活動時間の上限を16時間程度**とする。
- カ 上位大会（県大会以上）に出場が決定した部活動は、校長の承認により活動することができる。ただし、実施の際には、保護者の理解を得ること。
- キ 平日の朝練習については、週3日以内とし、放課後の活動同様に顧問が責任を持って指導する。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ア 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- イ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険に加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化及び科学等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。
- ウ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育や、スポーツ、文化及び科学等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記ア、イの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- エ 教育委員会は、和光市立中学校部活動指導員派遣事業実施要綱に規定される部活動指導員（外部指導者）を積極的に活用することにより、部活動の充実を図る。

## 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安等を定める。
- (2) 校長は、上記(1)の目安等を、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

## 6 事故防止

### (1) 熱中症事故防止

校長及び部顧問は、WBGT（熱中症暑さ指数）が高い場合や35℃を超える場合には、活動の変更・中止等適切かつ柔軟な対応をとること。また、気温が35℃以下の場合であっても、湿度が高い場合や日差しが強い場合には、こまめに水分補給をとらせたり、日陰や屋内の冷房の効いた部屋等で休養をとらせたりするなど、十分な対策を行うこと。

### (2) 自然災害

学校の危機管理マニュアルに則り、生徒の安全を第一に対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

### (3) 校外活動における事故防止

ア 部顧問は、実施日や実施時間、活動場所、引率方法などを校長に伝え、校長は、その状況を把握する。

イ 部顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、安全指導を徹底する。

ウ 部顧問は、校外の活動場所への移動手段として自転車を利用する際、保護者に対して、生徒が自転車保険（賠償責任補償付き保険）に加入していることを確認する。

エ 部顧問は、生徒の移動手段においては、天候や人数等を考慮し、適切な方法を考えること。